# 桂離宮の施設に係る参観料の徴収に関する内閣府令 （平成三十年内閣府令第三十九号）

#### 第一条（趣旨）

桂離宮の施設に係る参観料の徴収に関しては、この府令の定めるところによる。

#### 第二条（参観料の徴収）

桂離宮の施設のうち宮内庁長官が別に定めるものを参観しようとする者は、参観料を国に納めるものとする。

##### ２

前項の参観料の額は、宮内庁長官が別に定めるものとする。

# 附　則

この府令は、平成三十年十一月一日から施行する。